

検討課題	49	・ 議会の情報化について		
区 分	A			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>	
検討内容	・ パソコンやタブレット等の利活用の検討。			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 各会派室にパソコン及びプリンター1台を設置。 議場、委員会室に加え、各会派室の無線LAN (Wi-Fi) の環境を整備。 平成27年度に導入し、議員一人一台タブレット端末を導入。その後、令和3年5月にタブレット端末を更新し、ipadpro12.9に更新するとともに、電子会議システムは「SideBooks」を導入。 令和3年6月から、議会資料のペーパーレス化を一部開始し、令和3年12月定例会から、予算書・決算書等の一部資料を除く議会資料について、ペーパーレス化の本格運用。 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な議会運営を行うため、タブレット端末を活用し、ICT化を更に推進するため、会議の日程調整や議員間のコミュニケーションの活性化、情報共有を図るツールとして、議会グループウェア導入について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会グループウェアを導入し、スケジュール管理の機能を使って、会議日程の調整等の効率化を図るため、アプリ「LINEWORKS」について検討、アプリの内容について説明を受けた。(令和5年8月18日 第82回検討部会) 「LINEWORKS」について、無償版及び有償版の検討や運用について確認し、その他グループウェアについて検討及び協議を行う。(令和5年9月15日 第83回検討部会) スケジュール管理や会議の日程調整、掲示板機能を活用し、議会運営の効率化を図るため、議会グループウェアとして「LINEWORKS」を導入するこ 	

現状分析	議論する内容	対応内容
		とを確認。 (令和5年9月25日 第35回議会改革推進会議)